

会員各位

鶴ヶ島産業まつり実行委員会事務局

第37回鶴ヶ島産業まつり出店者募集のお知らせ

第37回鶴ヶ島産業まつりの出店者を募集しますので、下記【第37回鶴ヶ島産業まつり出店者募集要領】を確認のうえ、希望者は期日までに出店料を添えて商工会事務局へお申込みください。出店申込書・開催要領・出店規約・誓約書等は商工会事務局に用意してあります。また、商工会ホームページ〔<http://www.turugasima.or.jp/>〕からダウンロードできます。

【第37回鶴ヶ島産業まつり出店者募集要領】

- 1 会 期
令和4年11月12日（土）午前10時～午後4時
令和4年11月13日（日）午前10時～午後4時
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催中止となる場合があります。
- 2 会 場
鶴ヶ島市運動公園（太田ヶ谷）
- 3 出店者駐車場
運動公園第2駐車場、給食センター臨時駐車場を予定
- 4 事業内容
市の特産品・商品の展示及び即売 他団体による事業
- 5 新型コロナウイルス感染症対策
 - (1) ステージイベントの中止（市内団体のダンス・ライブなど）
 - (2) 休憩スペース椅子のみ設置
 - (3) アルコール類の提供禁止（試飲も禁止。持ち帰り用の販売は可）
 - (4) 出店者のコロナ対策（マスク着用や体調管理などブース運営では自主的に対策を講じること）
 - (5) その他（来場者へのマスク着用の呼びかけ、アルコール消毒液の設置、安全計画の策定など）
- 6 出店申込
 - (1) 出店者は、市内に事業所を有する者又は実行委員会が認めた者
（現在営業している物の販売、展示を行い、他の物は実行委員会の許可を得た者）
 - (2) 出店希望者は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ9月21日（水）までに商工会へ出店料を添え申し込むこと。
申込みは最大2小間まで。産業まつり目的達成のため、自社製品等を中心に参加すること。

- (3) 食品を出店場所で調理及び加工する業者は検便の検査結果を申込と同時に提出してください。
- (4) 埼玉県暴力団排除条例(平成 23 年 8 月 1 日施行)により、暴力団関係者の出店を認めません。出店される方全員の「出店申請書兼誓約書」及び「身分証明書(運転免許証等)」を提出していただきます。
- (5) 無料配布をするものは、事前に届出して実行委員会の許可を受けたもの以外は認めません。
- (6) 出店者説明会にて小間割りの抽選を行いますので、必ず出席をしてください。

7 出店料

出店者は、次の各号に掲げる出店料を納付しなければならない。

(1) 小間料 (市内事業者)	<u>1小間 13,000円</u>
(市外事業者)	<u>1小間 22,000円</u>
(2) 机	<u>1台 2,000円</u>
(3) 椅子	<u>1脚 500円</u>

8 展示場及び看板装飾

1小間のサイズは、5.4m(約3間)×3.6m(約2間)とし、展示品は、その仕切り内に展示してください。看板装飾については、出店者の任意により各自用意してください。

申込者は第三者に貸与することはできません。違反した者は当日であっても退去を命じます。

9 電気

電気設備については、出店者の申込みにより架設する。電力専用回路(1回路20アンペアまで)を使用する出店者は、5,000円を負担しなければならない。

10 給水・排水設備

水道は、指定の水道を使用し、トイレ専用手洗い場は使用しないこと。

汚水(排水等)は、会場敷地内の指定された場所以外は垂れ流すことのないようにすること。

11 その他の事項は、第37回鶴ヶ島産業まつり開催要領、出店規約による。